

## VII おわりに

---

本指標の中でも触れているように、教員は、教育基本法及び教育公務員特例法により「絶えず研究と修養に努めること」が義務付けられている。したがって、本指標を資質能力向上のひとつの手掛かりとして、子供たちに最適の学びを提供するため、生涯にわたり学び続ける姿勢を持つことが求められる。

本指標は、本県の教員に共通して求められる基礎的・基本的な資質能力を示した。本指標に示していない「各教員が長所や個性等に応じて目指す教員像に向けてそれぞれ必要となる資質能力」は、教員が自ら自発的かつ積極的に学び、身に付けていかなければならない。

また、教員は、大学における養成等により必要な専門的知識や技能等を学び、その資質能力を教員免許という形で保証され、子供たちに教育を行うことを特に許可された者であることを強く自覚しなければならない。そして、みやぎの教員が、単に教員免許を有しているだけの者と大きく違うのは、教員として採用された後においても、教育公務員として自己の崇高な使命を深く自覚し、教育現場の実態等を踏まえ、研修等により絶えず自らの資質能力を向上させなければならぬところにある。これこそが、教員の高度専門職としての社会的な認知と、子供たちや保護者・地域からの高い信頼の拠って立つところとなっているのである。

本指標は、今後、本県教育の状況や課題の変化等に応じて不断の見直しを行っていくものである。一方、それぞれの教員自身も、子供たちのことを第一に考え、社会状況等の変化を的確に捉え、常により良い教育実践や教育環境整備のために前進する姿勢を持ち、教員として生涯学び続け、不断に資質能力の向上に努めることが求められる。